

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【平成27年度決算ベース】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成27年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 18,611 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 279,694 千円

（単位：千円）

事業名		平成27年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	74,044	54,348			2,186	17,510
	高齢者福祉事業	35,699			3,269	3,599	28,831
	児童福祉事業	71,683	16,049		6,583	5,444	43,607
	母子福祉事業	5,051	4,259			88	704
	小計	186,477	74,656		9,852	11,317	90,652
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	37,927	702			4,131	33,094
	国民健康保険事業特別会計繰出金	29,892	17,277			1,400	11,215
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,496	7,122			264	2,110
	小計	77,315	25,101			5,795	46,419
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,614				512	4,102
	健康増進対策事業	11,288	2,396			987	7,905
	小計	15,902	2,396			1,499	12,007
合計		279,694	102,153		9,852	18,611	149,078